

《論 評》

森本教授の論評に答える

藤 井 公 男

I はじめに

論者によって提示された諸種の問題点について、逐一摘出しつつ簡潔明瞭に答えたい。

II 換骨奪胎について

第一 論文の構成上の問題を、前半と後半に分けて検討する。

市 原 季 一	藤 井 公 男
I 序論	I 共同決定法成立の基礎的背景
II 共同決定法の成立	II 共同決定法の成立
III ノイローの立場	III 共同決定と双方的経営組織

この前半における「共同決定法の成立」は、共同決定を考察する場合、いかなる論文においても必要不可欠のものである。双方的経営組織（ノイローの立場）は、筆者以外の論文においても、共同決定の問題を考察する場合、必ず論及されている。すでに、これは一般化されたものである。

IV ブリープスの立場	IV 共同決定と共同体思想
V ダーレンドルフの立場	
VI 結論	

第二 この後半の部分が重要な点であるので、引用文を掲載する。

「今日まで、私は、共同決定の諸問題を一貫して経営経済学の立場から取り扱ってきた。特に、ニックリッシュ派経営経済学の側からみるならば、『労資同権的共同決定』の体制は、理想的経営体制であり、経営共同体論の立場にとって、その実現の意義は大きいのである。ニックリッシュは既に歿しており、この解釈は私の独自のものであるが、論理的に一貫しうる」

「私は、かねてより、ドイツ経営経済学にみられる経営共同体論と結びつけて、共同決定の制度を説明してきた」

最初の引用文の要旨は、「労資同権的共同決定」は、経営共同体論の立場にとって意義があるということである。さらに、その考え方は市原教授独自のものである。この二点に要約できる。そこで、これと筆者の考え方を比較することにする。筆者は、経営共同体論にとって、意義があるとはどこにもいってない。筆者の論点は、共同決定なる発想ないし考え方が、どこから出現したか、その源泉は何かという問題意識に立脚している。そして、そのような発想ないし思考の契機や基盤となったものが経営共同体思想であるという論旨の展開である。従って、共同体論のとりあげ方において次元を異にしている。しかるに、独自性は問題にならない。

次に、後者の引用文の要旨は、経営共同体論と結びつけて、共同決定制度を説明してきたということである。この考え方からみると、筆者の思考と類似している。筆者の問題意識は、共同決定なる発想ないし考え方の由来をさぐったのであるから、共同決定と共同体論の関連について論及したことになる。そこで、疑問に思うのは、論者は何故に、この市原教授が両者の関連性について説明してきた論文をあげて、筆者の論文と比較しなかったのであろうか。市原教授の説明の内容と筆者の説明の内容を比較した方が、一層明瞭に相違点ないし類似点が、顕著になるのではないだろうか。筆者の調査では、両者の関連性について明確に論及した論文はない。

ただ、経営共同体論と結びつけて、共同決定を説明してきたという文章では、どのように説明されているか、その内容が明確ではない。あまつさえ換骨奪胎ということは、決していけない。

第三 共同決定の背後には、共同体思想があるという考え方について、論者自身、古典的解釈といっている。従って、かかる考え方は一般化され共通観念になっているものである。しかるに、市原教授に無断で借用したことにはならない。

Ⅲ 基礎事項の理解の不正確について

第一 監査役会は取締役の選任、解任権をにぎっており、経営状態、営業状態を監視、監督、監査を行い利益処分案を決定する機関である。そして経営全般をコントロールする機関である。かかる意味で「最高の権限をもつ機関」「最上位の機関」としたのである。これに対して「企業的意思決定の最高機関としての取締役会」という場合の最高機関の意味は、具体的な業務（技術、営業、労務）を遂行する場合の意思決定の最終責任をもっていることを意味する。かかる意味で意思決定の最高機関としたのである。監査役会は意思決定の最高機関とはいってない。

第二 監査役を選ぶ場合に使用される用語として、選出と推薦が混乱しているという指摘である。筆者は選出に統一してもよかった。ただ、推薦とした場合は、選出を含む広い概念である。他の論文や著書にも推薦という用語が使用されている。さらに付言しておかなければならないことは、監査役が株主総会で選任されるということは、日本の他の論文でも、あらためて明記してはいない。

第三 共同決定補充法の解説が欠落しているという指摘である。筆者がすでに、論及したように、この論稿の要旨は共同決定と共同体思想の関連

性についてである。共同決定そのものの研究ではない。共同決定自体の研究であれば、今日までの共同決定の変遷を明確に追跡する必要がある。また、この変遷について言及しなかった重要な論拠がある。その件については後述することにする。

IV 論理の飛躍について

第一 「第一は、双方的経営組織において、労資双方の対立ではなく、相互に協力、調和を目的とし、あわせて産業社会の安定化を招来することにある。第二は、双方的経営組織において、資本家側の職位と権限は、同権が承認された労働者代表の力によって限定され、影響されるものではないということである。第三は、双方的経営組織において人間個体の高揚と人間の社会化を志向する理念がこの経営組織には存在するというのである」これら諸目的と共同決定との関連性について言及する。

筆者の論旨は、上述の諸目的は共同決定なる思考ないし発想を惹起する根底に、存在するという意味である。けだし、双方的経営組織の基本的な考え方は、「労資同権で経営に参加するという共同決定」なる思考の基盤となるものである。筆者の論述の意図は、共同決定そのものではなく、その発想の根底に目をそそぎつつ、思想上の問題として上述の双方的経営組織を吟味したのである。それは、一種の仮説として措定したものである。それでは、何故に思想上の問題までさかのぼって考察したのか。それは、冒頭、指摘したように、共同決定の変遷そのものの中に、本来の意味での共同決定の理念が、喪失の危機に瀕している実態を直観したからである。

第二 「ドイツ国民特有の共同体思想」という意味は、共同体一般の中でのドイツ固有の共同体思想という意味である。なぜならば、社会学にお

いて様々な共同体思想が研究されていることを、筆者は十分承知しているからである。

第三 共同決定制度の基礎に共同体思想が存在する根拠について

共同決定の背後に共同体思想が存在するか、否かは、共同体思想の内容を正確に把握してこそ、いえることである。共同体思想の中に、共同体意識としての様々な精神の襲が、共同決定の基本的理念（労資同権で企業的意思決定に参加すること）の発想、ないし基盤になっていると、筆者は考えたからである。周知のように、ニックリッシュの共同体論は、規範論として位置づけられてきた。そこには、人間が共同体を形成する場合、その基本的理念が詳述されている。筆者の論旨の展開において、一番重要な論点は、共同体の基本的理念である。しかるに、論者はこの箇所について一片の論評もない。たとえ、論拠が明確に示されていないからといって、この箇所を省略してよいことにはならない。最後に、あえて付言すれば、この部分には、科学理論の次元だけではなく、その基底にある形而上学上の諸前提の問題が内包されている。筆者は、いずれ別稿においてこの次元までさかのぼって考察するつもりである。従って、ここでは割愛させていただく。

第四 労資同権の意思決定は、経営利己主義の危険性を含むということについて

筆者は、再三再四言及したように、共同決定法の変遷やその運営の実態について研究したのではない。勿論、上述のような実態については、十分認識している。十分承知しているが故に、そのように共同決定が歪曲されている現実を直視した時、一体、共同決定の本質は何であったのか。共同決定法成立当初の基本的理念は何であったのか。その点を再考察する目的

で、共同決定なる思想の土台にさかのぼって考察したのである。

第五 ニックリッシュの共同体論が典型的とされる根拠について

筆者は論述こそしていないけれども、社会学におけるウェーバー、テニエス、マッキーバー、デュルケムの共同体論や、日本における共同体論を研究してきた。ドイツの経営学における共同体論も、勿論研究してきた。ただ、共同体論の認識の深さは、ニックリッシュを凌駕するものはないという意味で典型的といったのである。

V 問題意識の疑問

第一 筆者の問題意識は再三論述してきたように、共同決定と共同体思想の関連性についての研究である。すなわち、共同決定法の変遷や共同決定制度についての研究ではない。法や制度の基底に存在する共同決定的な考え方の発想の契機ないし基盤を論及したのである。別言すれば、共同決定の考え方の原点をさぐることに筆者の論稿の本旨がある。それでは、何故に共同決定の原点ないし基底をさぐることを問題にしたのか。それは、昨今において共同決定法の適用やその運営において、きわめて歪曲された現実の実態の推移をみてとったからである。それであるが故に、一体、共同決定なる思想の基礎的理念は何であり、その由来はどこにあるのか。かかる根源的な次元での問いであったのである。論者自身が、いみじくも指摘しているように、「表面的事象」に問題意識があったのではない。このような「表面的な事象」について、冷徹な把握があったからこそ、共同決定なる思想の本質の遡源を志向したのである。

第二 「そこで看取しうることは、共同体的思想と共同決定制度とは無

縁な存在ではないかということである」

この文章は、読者が、この論稿を読みすすむ際無縁な存在であるような印象を与えるかもしれないという危惧の念を表出したものである。なぜなら、無縁な存在であるとは言ってない。読者の注意を喚起したのである。がいして、ある発想ないし考え方の由来を追求する場合、明確な因果関係で説明できるものでは決してない。あくまでも蓋然的なものである。

第三 古典的解釈について

論者は共同決定と共同体思想の研究は、古典的解釈であり、現実事態の推移を反映していないといている。筆者は、しばしば指摘したように、論者が言及している現実事態の推移は十分承知しているが故に、共同決定なる思想の原点は何か、その由来はどこにあるのかをさぐったのである。そのことによって、現実の共同決定制度の推移を冷厳に見直す視点を明確に指定することが、筆者の論稿の本旨であったのである。

おわりに

がいして、論評なるものは、論文のすみずみまで、暖かい目をそそぎつつ、執筆者に反省を惹起し、併せて、学問的認識を深化させ、発展さすところに意義がある。この論評には、筆者が一番重要な箇所として提示したニックリッシュの共同体思想の部分が、全くふれられていない。この部分の前後は、詳細に言及されているのに、何故に論評されなかったのか、筆者には理解できない。ただ、察するに、共同決定と共同体思想との関連性がないということを論拠にしているらしい。しかし、関連性の如何は、ニックリッシュの内容の十分な吟味なくして、決していえない。論者自身、参考文献の中に、多数のニックリッシュに関する著書が掲載されている。

論者は、とくと検討されたにちがいない。いかなる論文でも、それを対象として論評する場合、全体の正確な把握のもとに、なされるものである。かかる条件をみたすことによつてのみ、筆者と論評者の相互信頼と相互啓発が約束されるはずである。勿論、論者の指摘する諸種の問題点について傾聴すべき点は傾聴し、以後の学究生活の礎石とすることはいうまでもないことである。